

兵庫県地域年金事業運営調整会議設置要綱

(目的・設置)

第1条

国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を超えた社会連携を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、三宮年金事務所に兵庫県地域年金事業運営調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第3条 調整会議の構成員(以下「委員」という。)は別添のとおりとし、三宮年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

なお、参集による開催が困難な場合は、他の手段による開催も可能とする。

- 2 調整会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第 7 条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第 8 条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を三宮年金事務所地域調整課に置く。

(その他)

第 9 条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、三宮年金事務所長が定める。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、三宮年金事務所長が参集を求めて開催する。

3 令和 3 年 1 月 1 日改正・施行

(資料 1)

(別添)

兵庫県地域年金事業運営調整会議委員

兵庫県代表年金事務所長（三宮年金事務所長）は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 厚生労働省近畿厚生局が推薦する者
- (2) 兵庫県教育委員会が推薦する者
- (3) 神戸市教育委員会が推薦する者
- (4) 兵庫県の市町の代表が推薦する者
- (5) 兵庫県社会保険労務士会が推薦する者
- (6) 全国健康保険協会兵庫支部が推薦する者
- (7) 一般財団法人兵庫県社会保険協会が推薦する者
- (8) 兵庫県社会保険委員会連合会が推薦する者
- (9) 兵庫県年金受給者協会が推薦する者
- (10) 学識経験者
- (11) その他兵庫県代表年金事務所長（三宮年金事務所長）が適当と認める者

兵庫県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

年金事務所が策定した地域年金展開事業（年金セミナー・地域連携事業・地域相談事業・年金委員活動支援事業等）の事業計画について、取組方針や実績などの報告を受ける。

(2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

年金事務所の地域年金展開事業の取組方針や実績などの報告を受け、効果的かつ効率的な事業運営のためのご意見・助言を聴取する。

(3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 個別のテーマ（「年金説明会」「広報活動」など）に基づき、効果的かつ効率的な進め方についての意見交換
- ・ 日本年金機構から各委員が所属する団体への協力依頼事項についての意見交換
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見交換

2. 開催

日本年金機構三宮年金事務所長が、委員長に調整会議の開催を求め、年に1回以上開催する。

3. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は日本年金機構ホームページで公開するものとする。

4. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。